

本日 JR東日本に夏季手当 2.5ヶ月を申し入れる!

< 支払いは6月25日(金)まで >

- 「成績率」適用の「増減率」は10/100を限度とすること。
- 満55歳以上の社員へは、若手社員への技術・技能継承や人材育成の観点から一律3万円加算し支払うこと。
- 「期間率」の適用は、私傷病休暇と妊娠・出産に係る休暇を除外、もしくは緩和措置を講じること。
- コロナ禍での業務に対して以下の改善を図ること。
 - (1) 昼夜にわたり日々安全・安定輸送を担っている社員・エルダー社員に対して一律3万円加算して支払うこと。
 - (2) 医療従事者社員に対して一律5万円加算して支払うこと。
 - (3) テレワーク手当を新設し、取得した社員・エルダー社員には取得日数に関わらず月5,000円支給すること。
 - (4) 新型コロナウイルスに感染した社員・エルダー社員の私傷病休暇については、「期間率」から除外すること。

先の見えないコロナの収束

会社は、社員・家族の奮闘と 生活維持のために決断を!